令和6年度

行政監查結果報告書

(県が保有する個人情報の取扱いを伴う行政サービス事務の業務委託について)

福岡県監査委員

目 次

第1	監査概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
1	行政監査のテーマ・・・・・・・・・・・・・・・・・1
2	テーマ選定の理由・・・・・・・・・・・・・・・・1
3	監査対象とする機関・・・・・・・・・・・・・・・2
4	監査対象とする業務委託・・・・・・・・・・・・・2
5	監査の着眼点・・・・・・・・・・・・・・・・3
6	監査の実施期間・・・・・・・・・・・・・・・・・4
7	監査の実施方法・・・・・・・・・・・・・・・・・4
第2	監査の結果及び意見・・・・・・・・・・・・・・・4
1	適切な委託契約書の作成について・・・・・・・・・・・ 4
2	県による委託先等に対する監督について・・・・・・・・ 5
(1) 契約の履行当初の確認について・・・・・・・・・・・・・6
(2) 契約の履行途中の監督について・・・・・・・・・・8
(3) 契約の履行完了後の検査について・・・・・・・・・・・11
(4) 再委託先の監督について・・・・・・・・・・・・・・11
3	緊急時における県と委託先の連絡体制の整備について・・・・・・・15
4	総括意見・・・・・・・・・・・・・・・18
【参考	考資料 】
\bigcirc	制度所管課の通知・・・・・・・・・・・・・・・・19
•	令和5年10月10日5財活第1162号「委託契約事務及び委託先に対する
	監督等の適正な実施について(通知)」・・・・・・・・・・・19
•	令和5年10月10日5広第824号「保有個人情報の取扱いを伴う事務を
	委託する場合の監督の徹底について (通知)」・・・・・・・・・・・21 ・ 令和5年12月26日5広第1237号「委託先における保有個人情報の取扱
	状況チェックリストの一部改正について(通知)」・・・・・・・・23
•	・ 令和6年3月1日5財活第2311号「再委託の書面による承認手続きにつ
	いて (通知)」・・・・・・・・・・・・・・25
\bigcirc	保有個人情報取扱特記事項・・・・・・・・・・・・・・26
\bigcirc	委託先における保有個人情報の取扱状況チェックリスト・・・・・・29

第1 監査概要

1 行政監査のテーマ

県が保有する個人情報の取扱いを伴う行政サービス事務の業務委託について

2 テーマ選定の理由

県は所管する事務に関する法令等に基づき、県民の個人情報を多数保有しているが、DX 化の進展に伴い、情報の大量流出など、県が保有する個人情報(以下「保有個人情報」という。)の漏えいリスクがこれまでになく増大している。

保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号。 以下「個人情報保護法」という。)及び福岡県個人情報の保護に関する法律施行条例 (令和 4 年福岡県条例第 43 号)等の関係法令等に基づき、適切に管理しなければな らない。

しかしながら、令和5年度には、県の業務委託先への監督や履行確認が不十分であったことから、保有個人情報の漏えい・紛失事案(※)が相次いで発生した。このため、県では、制度所管課が保有個人情報を取り扱う業務の委託に関する手続及び講ずべき安全管理措置等を周知する通知(以下「制度所管課の通知」という。)を発出し、改めて適切な保有個人情報の管理の徹底を図ったところである。(制度所管課の通知は19~25ページのとおり)

今回、令和5年度及び6年度に、県が契約した保有個人情報の取扱いを伴う業務 委託を対象として、これらの通知の趣旨が十分に理解され、業務委託事務に反映さ れているかを確認し、保有個人情報の管理にあたって実効性が確保されているか監 査することとした。

※ 令和5年度に発生した保有個人情報の漏えい・紛失事案

- ・ コールセンター業務を受託した業者が保有する「情報システム」の保守点検を 請け負っていた業者の元従業者が、保有個人情報 13 万件余を不正に持ち出し、 漏えいさせた。
- ・ 医療機関ごとに県職員の人間ドックの受診データを作成する業務を受託した 業者が、一つの医療機関へ送信するデータに、誤って他の医療機関を受診する職 員の情報(約5千人分)を含めていた。納品を受けた県は、データ内容を十分に 確認せず、当該データをそのまま医療機関に送信した。
- ・ 県民のパスポートの発給申請業務を受託した業者が、申請手続に関係する書 類(保有個人情報 10 名分を含む。)を紛失した。

3 監査対象とする機関

保有個人情報を取り扱う業務を委託する全ての機関のうち

- ① 過去3年間に業務委託における個人情報漏えい・紛失事案が発生した機関 (4機関)
- ② 医療、福祉、就業支援、運転免許といった県民の個人情報を直接取り扱う業務を委託している機関(16機関)

に該当する20機関を監査対象とした。

4 監査対象とする業務委託

監査対象とする 20 機関が令和 5 年度及び 6 年度に契約した保有個人情報を取り扱う業務委託 190 件を監査対象とした。

ただし、令和5年度については、監査の着眼点によって、制度所管課の通知が発出された令和5年10月10日以降に契約した業務委託のみを監査対象としたものがある。

また、令和6年度については、履行が完了していない業務委託は監査日時点の事務 処理までを監査対象とした。

1#			
種別	機	関(所属)名	委託先が取り扱う保有個人情報
	総務部	税務課	納税者の氏名、住所、納税額等
	松伤司	総務事務厚生課	職員の健康診断受診情報等
1	企画・地域 振興部	パスポートセンター	旅券申請者の氏名、住所、本籍地等
	保健医療 介護部	がん感染症疾病対策課	肝炎、特定疾病の医療費申請等に係る申請者の氏名、住 所、罹患情報等
	企画・地域 振興部	行財政支援課	住民基本台帳記載の氏名、住所、年齢等
		健康増進課	ふくおか健康ポイントアプリ、特定検診受診率向上関連 事業利用者のメールアドレス、健康情報等
	保健医療 介護部	医療指導課	救急医療電話相談利用者の電話番号、相談内容等
	ЛЮП	精神保健福祉センター	精神障害者保健福祉手帳申請者の氏名、住所、精神科医 の診断書等
		こども未来課	出会い・結婚応援事業参加者のメールアドレス、LINE ア カウント、児童扶養手当受給者の氏名、受取口座情報等
		子育て支援課	先天性代謝異常等検査受検者(新生児)の検査結果等
2		こども福祉課	児童相談に係る対象児童の相談内容、里親支援事業に応 募した里親の面談情報、家庭状況等
	l → l	保護·援護課	生活保護受給者の氏名、住所、受給額等
	福祉労働部	労働政策課	合同会社説明会参加者の氏名、住所、メールアドレス等
		就業支援課	就業支援を受ける障がい者、生涯現役チャレンジセンタ ーを利用する高齢者の就業に関する相談内容等
		障がい者更生相談所	身体障害者手帳保持者の障害種別、等級等
		こども療育センター新 光園	診察を受けた障がい児に係る電子カルテの情報等
	商工部	工業保安課	料金高騰対策支援の対象となる LP ガス契約世帯の情報
	農林水産部	食の安全・地産地消課	ふくおか地産地消応援ファミリー登録者の住所、氏名、 電話番号、メールアドレス等

建築都市部	県営住宅課	県営住宅居住者の家賃等振替口座、延滞金徴収に係る情 報等
警察本部	運転免許試験課	運転免許更新申請者及び高齢者講習等参加者の住所、氏 名等

5 監査の着眼点

- (1) 適切な委託契約書の作成について
 - ・ 保有個人情報保護について委託契約書に記載すべき事項が漏れなく記載されているか。

(令和5年10月10日以降に契約した業務委託が対象)

- (2) 県による委託先等に対する監督について
 - ① 契約の履行当初の確認について
 - ・ 保有個人情報取扱特記事項の内容及び安全管理措置を講じる義務について、 適切に委託先に周知しているか。
 - ・ 保有個人情報取扱特記事項について、制度所管課の通知発出後の最新のも のを使用しているか。

(令和5年10月10日以降に契約した業務委託が対象)

- ・ 契約締結後速やかに「委託先における保有個人情報の取扱状況チェックリスト(以下「チェックリスト」という。)」による自己点検結果を提出させ、委託先における保有個人情報の管理体制及び事業の実施体制について確認しているか
- チェックリストについて、制度所管課の通知発出後の最新のものを使用しているか。

(令和5年12月26日以降に契約した業務委託が対象)

- ② 契約の履行途中の監督について
 - ・ 委託先が情報システムにより保有個人情報を取り扱う場合に、関係者以外 の者がアクセスできないよう対策を講じていることを確認しているか。

(令和5年10月10日以降に契約した業務委託が対象)

- ・ 委託先が特定個人情報(※1)、要配慮個人情報(※2)又は 1,000 件以上の保 有個人情報を取り扱う場合や提出されたチェックリストに疑義がある場合は、 委託先における保有個人情報の管理体制について実地調査しているか。
- ※1 特定個人情報:個人番号(マイナンバー)を含む個人情報
- ※2 要配慮個人情報:人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴 等 (令和5年10月10日以降に契約した業務委託が対象)
- ③ 契約の履行完了後の検査について
 - ・ 委託契約書、仕様書その他の関係書類に基づき、保有個人情報の漏えいにつ ながるような誤りがないかを含め、不備がないように確実に検査しているか。
 - ・ 委託先から提出された書類、写真等の書面検査のほか、必要に応じて聞き取り又は現地確認を行っているか。

④ 再委託先の監督について

- ・ 委託先が再委託を行う場合、再委託の合理的理由、業務範囲、再委託先が 適切な業務遂行能力を有していること等を記載した書面を提出させた上で慎 重に審査し、承認しているか。
- ・ 業務の履行にあたり、再委託先でも委託先と同様に保有個人情報の安全管理措置が講じられているかを最新のチェックリスト、実地調査により確認しているか。

(チェックリストについては、令和 5 年 12 月 26 日以降に契約した業務委託が対象)

(実地調査については、令和5年10月10日以降に契約した業務委託が対象)

- (3) 緊急時における県と委託先の連絡体制の整備について
 - 事故が発生した場合等に休日夜間を問わず常時連絡が取れるよう、県と委託先の双方で相手方の携帯電話番号を確認するなど、緊急連絡体制が実効性のあるものとなっているか。

6 監査の実施期間

令和6年10月4日(金)~令和6年11月26日(火)

7 監査の実施方法

4の表に掲載している 20 機関に対し、あらかじめ委託先の監督状況及び履行確認の状況等を記載した監査調書及び委託契約書等の提出を求めた上で、現地に赴き、関係書類の現物確認及び関係者からのヒアリングを行った。

第2 監査の結果及び意見

1 適切な委託契約書の作成について

制度所管課の通知では、委託契約書の作成にあたり、保有個人情報の適切な管理の観点から、

- ・ 県は、業務の実施状況等について委託先の事業所等を実地に調査し、報告 を求めることができること
- ・ 保有個人情報の保護及び責任の所在を明確化するため、委託先が行う再委 託については、県が委託先から提出された書面による承認手続を行うこと
- ・ 契約不適合の場合には、県から委託先に対し履行の追完と代金減額請求等 ができること
- 委託先が県との信頼関係を破壊する行為を行ったと認められるときには、 県の催告によらない解除ができること

を委託契約書に記載することとされている。

このため、監査対象業務委託について、制度所管課の通知に沿って委託契約書に記載すべき事項を漏れなく記載し、適切な委託契約書を作成しているかについて調査した。

【調査の結果】

今回監査を行った業務委託のうち、令和5年10月10日以降に契約した業務委託においては、制度所管課の通知内容を適切に反映した委託契約書を作成すべきところ、記載すべき事項の漏れや通知発出前の古い条文が使われているものなど不備があるものが令和5年度は1件、6年度は46件あった。

表1 委託契約書の作成状況

	監査対象 業務委託数	不備なし	長期継続契約 のため見直し していない	不備がある	不備がある 委託契約書の 割合
令和5年度	3	2	0	1	33.3%
令和6年度	8 9	3 6	7	4 6	51.7%

[※]令和5年度の監査対象は令和5年10月10日以降に契約したもの

【意見1】

県は、保有個人情報の取扱業務を委託する場合、最新の関係規程及び制度所 管課の通知を確認し、適切な委託契約書を作成する必要がある。

しかしながら、今回監査を行った令和6年度の業務委託において、5割を超える委託契約書で記載すべき事項の漏れや制度改正前の古い条文を使用しているなどの不備が見られた。

このことは、担当者が、委託契約書を作成する際に制度所管課の通知を十分に確認せず、古い委託契約書をひな型として使用し、上司による確認も適切に行われていなかったことが原因と考えられる。

所属長は、契約事務の重要性及び制度所管課の通知を自らが十分に理解し、 職員に対し周知する必要がある。また、委託契約書を作成する際は、必要事項 が漏れなく記載され最新の内容になっているか、複数の職員による確認を徹底 するよう指導し、適切な委託契約書の作成に努められたい。

2 県による委託先等に対する監督について

保有個人情報の取扱業務を委託する場合、個人情報保護法に基づき、委託先においても県と同等の安全管理措置が講じられるよう、県は委託先に対して必要かつ適切な監督を行うことが義務付けられている。

このため、監査対象機関が、契約の履行当初、履行途中、履行完了時に、委託先に対する監督を適切に行っているかについて調査した。

(1) 契約の履行当初の確認について

ア 委託先に対する安全管理措置を講じる義務の周知について

制度所管課の通知では、保有個人情報の取扱業務を委託する場合、県から委託先に対し、

- ・ 入札又は見積書を徴するときまでに、委託先が保有個人情報の適切な取扱いに関して遵守すべき事項(委託契約書の附属書類である「保有個人情報取扱特記事項」)があること及び保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じる義務があることを周知すること
- ・ 委託先が契約業務を開始する前に、チェックリスト及び個人情報保護マニュアルを手交して講ずべき安全管理措置の具体的内容を説明すること と従前からの取扱いについて改めて周知がなされている。

また、制度所管課の通知では保有個人情報取扱特記事項が一部改正されていることから、以後の契約にあたっては最新のものを用いることとされている。このため、監査対象機関が、制度所管課の通知に沿って委託先への周知及び説明を確実に行っているか、最新の保有個人情報取扱特記事項を使用しているかについて調査した。

【調査の結果】

今回監査を行った全ての業務委託において、契約前に保有個人情報取扱特記 事項を委託契約書案に添付し、委託先が保有個人情報の取扱いに関して遵守すべき事項及び保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じる 義務を周知していた。

また、契約締結時に委託先へチェックリストを手交し、安全管理措置の具体的な内容を説明していた。

一方、令和5年度の3件のうち1件、令和6年度の89件のうち14件については、最新の保有個人情報取扱特記事項を使用していなかった。

表 2	島新の保有個	人情報取扱特記事項使用状況
77 /		

	監査対象 業務委託数	最新のもの を使用	長期継続 契約のため 未使用	最新のもの 未使用	最新のもの 未使用率
令和5年度	3	2	0	1	33.3%
令和6年度	8 9	6 8	7	1 4	15. 7%

※令和5年度の監査対象は令和5年10月10日以降に契約したもの

イ チェックリストによる自己点検結果の確認について 制度所管課の通知では、

・ 保有個人情報を取り扱う委託先から県に対して、契約締結後速やかにチェックリストによる自己点検結果を提出させ、その内容を確認すること

と従前からの取扱いについて改めて周知がなされている。

また、チェックリストの様式が一部改正されていることから、以後の契約に あたっては最新のものを用いることとされている。

このため、監査対象機関が、制度所管課の通知に沿って委託先から確実にチェックリストを提出させた上で、その内容を確認しているか、最新のチェックリストを使用しているかについて調査した。

【調査の結果】

今回監査を行った業務委託において、委託先からチェックリストを提出させておらず、県による内容の確認が行われていなかったものが、令和5年度は12件あったが、制度所管課の通知の結果、令和6年度は2件に減少していた。

一方、令和6年度にチェックリストによる確認を実施した87件のうち13件は、最新のチェックリストを使用していなかった。

表3 チェックリストによる委託先の自己点検の実施状況

	監査対象 業務委託数	実施済	未実施	未実施率
令和5年度	1 0 1	8 9	1 2	11. 9%
令和6年度	8 9	8 7	2	2.2%

表4 最新のチェックリスト使用状況

	件数	最新のもの を使用	最新のもの 未使用	最新のもの 未使用率
令和5年度	1	1	0	0.0%
令和6年度	8 7	7 4	1 3	14. 9%

※令和5年度の監査対象は令和5年12月26日以降に契約したもの

【意見2】

県は、保有個人情報の取扱業務を委託する場合、委託先に対して契約前に 安全管理措置を講じる義務があることを説明し、契約後は速やかにチェック リストによる自己点検の結果を提出させ内容を確認する必要がある。

今回監査を行った全ての業務委託において、県は、委託先に対し契約前の 説明を行っており、チェックリストによる委託先の自己点検についても、制 度所管課の通知の結果、令和6年度では一部の所属を除き概ね適切に実施さ れていた。

一方で、委託先に渡す保有個人情報取扱特記事項及びチェックリストについて制度改正前の古い様式を使用しているものが見られた。

このことは、担当者が、制度所管課の通知を十分に確認せず、古い保有個人情報取扱特記事項及びチェックリストをひな型として使用し、上司による確認も適切に行われていなかったものと考えられる。

所属長は、保有個人情報の安全管理の最終責任者は県であるという強い自 覚を持ち、職員に対してその重要性を理解させ、最新の保有個人情報取扱特 記事項及びチェックリストを使用するといった基本的な事務処理を徹底する よう指導されたい。

(2) 契約の履行途中の監督について

ア 委託先の情報システムにおける対策の確認について

令和5年度に、保有個人情報を取り扱う業務委託において、委託先の「情報 システム」の保守点検を請け負っていた業者の元従業者が、保有個人情報を不 正に持ち出し、漏えいさせるという事案が発生した。

これを受け、制度所管課の通知では、

- ・ 委託先に提出させるチェックリストに新たに「情報システムにおける安全確保の措置」の点検項目を追加すること
- ・ 委託先において業務委託に従事する職員以外の者で情報システムに保 存されている保有個人情報へアクセス可能な者がいないかについて確認 すること
- ・ 委託先が保有個人情報を外部に持ち出すことができないよう対策を講 じているかについて確認すること

とされている。

このため、監査対象機関が、制度所管課の通知に沿って委託先の情報システムにおける安全確保の措置を適切に確認しているかについて調査した。

【調査の結果】

今回監査を行った令和5年10月10日以降に契約した業務委託のうち、委託 先が情報システムを使用して保有個人情報を取り扱っている全ての業務委託 において、県は委託先の情報システムにおける安全確保の措置が講じられてい ることをチェックリスト等により確認していた。

一方、担当者にヒアリングしたところ、安全確保の措置について、具体的に どのようなアクセス制限の方法が用いられているのかなど踏み込んで確認せ ず、委託先が対策を講じていると回答したことをもって了承した所属があった。

【意見3】

県は、委託先が情報システムを使用して保有個人情報を取り扱う場合、関係者以外の者が情報システムにアクセスできないよう、委託先に万全の安全確保措置を講じさせる必要がある。

情報システムを使用して保有個人情報を取り扱う業務の委託については、 今回監査を行った全てにおいて、県は、委託先の情報システムにおける安全 確保の措置が講じられていることを確認していた。

しかしながら、一部の所属では、具体的にどのようなアクセス制限の方法が用いられているのかなど踏み込んだヒアリングを実施しておらず、安全確保の措置の確認が不十分であった。

このことは、一部の所属では、情報システムの不正アクセスが大規模な保 有個人情報の流出につながりかねない重大なものであることを十分に理解し ていなかったことが原因と考えられる。

所属長は、不正アクセス防止の重要性を強く自覚し、委託先による安全確保の措置を具体的に確認したうえで、必要に応じて追加の対策を求めるなど委託先に対する指導を徹底されたい。

イ 委託先の保有個人情報管理体制の実地調査について

令和5年度に委託先で発生した保有個人情報の漏えい・紛失事案を受け、委 託先の監督を強化するため、制度所管課の通知では、

- 特定個人情報を取り扱う場合
- 要配慮個人情報等を取り扱う場合
- ・ 1,000 件以上の保有個人情報を取り扱う場合
- 委託先から提出されたチェックリストに疑義がある場合

は、原則として委託先において適切な安全管理措置が講じられているかについて、実地調査による確認を行うこととされている。

このため、監査対象機関が、制度所管課の通知に沿って適切に委託先の実地 調査を行い、保有個人情報の管理体制及び実施体制を確認しているかについて 調査した。

【調査の結果】

今回監査を行った令和5年10月10日以降に契約した業務委託のうち、通知に沿って実地調査を行うべきところ、明確な理由なく実地調査を行っていなかったものが、令和5年度は2件、令和6年度は26件あった。

表5 委託先への県の実地調査状況

		/ 	未	内	訳	+++++
	件数	実施済	実 施	理由あり	理由なし	未実施率 (理由なし)
令和5年度	3	1	2	0	2	66. 7%
令和6年度	8 3	3 0	5 3	2 7	2 6	31. 3%

- ※令和5年度の監査対象は令和5年10月10日以降に契約したもの
- ○所属が挙げた未実施の理由
 - ・ 受託者が県の庁舎内で業務を行っている。
 - ・ 委託先が外部者の入室を制限している。
 - ・ 委託先の所在地が県外である。

【意見4】

県は、委託先が特定個人情報、要配慮個人情報又は 1,000 件以上の保有個人情報を取り扱う場合や提出されたチェックリストに疑義がある場合、原則として実地調査を行う必要があるとしている。このように、どのような場合に実地調査を行う必要があるかを具体的に規定している県は少なく、これは全国的に見て先進的な取組である。

また、制度所管課によると、仮に実地調査が行えない事情がある場合でも、 それに代わる十分な対応をとる必要があるとしている。

しかしながら、今回監査を行ったもののうち、原則として実地調査を行う 必要がある業務委託において、令和6年度の3割を超える業務委託で、明確 な理由なく実地調査を行っていなかった。

このことは、各所属が、実地調査の意義及び重要性を十分に理解していなかったというだけではなく、制度所管課が、各所属に対し、例外として実地調査を行わない場合であっても、実地調査の代替となりうる方法により委託先において安全管理措置が適切に講じられているかを確認することは必要であること、また、実地調査の代替として、所属がどのような対応をとるべきかを明確に示していないことが一因であると考えられる。

なお、実地調査を行っていなかった理由として、「受託者が県の庁舎内で業務を行っている」、「委託先が外部者の入室を制限している」が挙げられていたが、実地調査に替わる方法として安全管理措置が講じられることを担保するためには、「庁舎内で事務を行っている現場に赴く」、「外部者の入室制限が実際にどのように運営されているか確認する」といった対応が必要である。また、「委託先の所在地が県外である」という理由だけでは、必ずしも実地調査を行わない理由にはならない。

所属長は、制度所管課の通知に沿って、委託先が特定個人情報を取り扱う場合などは原則実地調査を行うこととし、委託先における安全管理措置が適切に講じられるよう監督の徹底に努められたい。

制度所管課である県民情報広報課は、各所属に対し、特定個人情報等を取り扱う業務委託に関しては、原則実地調査を行うよう通知していることの意義及び重要性について改めて周知するとともに、各所属における実地調査の実態の把握に努め、実地調査が行えない事情が生じた場合の対応策を具体的に示すなど、各所属に対する指導を強化されたい。

(3) 契約の履行完了後の検査について

令和5年度には、委託先から納品されたデータに対して、県が十分な確認を行わなかったことから保有個人情報が漏えいするという事案が発生した。

これを受け、制度所管課の通知では、

・ 検査にあたっては、検査する項目・方法・内容等を事前に準備し、提出書類、写真等の書面によるほか、必要に応じて聞き取り又は現地確認を行うなど、厳正に検査すること

と従前からの取扱いについて改めて周知がなされている。

このため、監査対象機関が、制度所管課の通知に沿って履行完了後の検査を適切に行っているかについて調査した。

【調査の結果】

監査時点で検査を終了していないものを除いては、今回監査を行った業務委託 において、適切に検査が行われていた。

(4) 再委託先の監督について

ア 再委託の書面による承認手続について

制度所管課の通知では、

- ・ 保有個人情報の保護及び責任の所在を明確化する観点等から、再委託は 原則禁止すること
- ・ やむを得ず再委託する場合でも、事前に書面により県の承認を得る必要 があること

と従前からの取扱いについて改めて明文化されている。

このため、監査対象機関が、制度所管課の通知に沿って再委託の書面による承認手続を適切に行っているかについて調査した。

【調査の結果】

今回監査を行った業務委託において、書面による承認手続を行っていない再 委託が、令和5年度は5件、令和6年度は1件あった。

表 6 再委託承認状況

	件数	書面による 承認有	書面による 承認無	書面による 未承認率
令和5年度	3 9	3 4	5	12.8%
令和6年度	3 2	3 1	1	3. 1%

【意見5】

再委託は原則禁止されているものであり、やむを得ず再委託をしなければならない場合でも、県は、委託先から再委託の必要性等が記された書面の提出を受けた上で、承認するかどうかを慎重に判断する必要がある。

しかしながら、今回監査を行った業務委託のうち、再委託の承認手続を書 面で行っていない所属があった。

このことは、当該所属が、再委託は原則禁止されており、書面による再委託 の承認が不可欠であるとの認識に欠けていたことが原因と考えられる。

所属長は、やむを得ず再委託する場合でも、書面による再委託の承認手続 を行うよう徹底されたい。

制度所管課である財産活用課は、各所属に対し、書面による再委託の承認 手続の意義と重要性について周知徹底されたい。

イ 再委託先に対する履行当初の確認について

- (ア) 再委託先に対する安全管理措置を講じる義務の周知について 制度所管課の通知では、
 - ・ 再委託先が保有個人情報を取り扱う場合についても、保有個人情報の 安全管理のため、再委託先は委託先と同等の安全管理措置を講じる義務 があることを委託先から周知しなければならない

と従前から周知がなされている。

このため、監査対象機関が、委託先の再委託先に対する安全管理措置を講じる義務の周知状況を委託先に確認しているかについて調査した。

【調査の結果】

今回監査を行った保有個人情報を取り扱う再委託先への業務委託の全てに おいて、委託先が再委託先に対し、安全管理措置を講じる義務があることを 周知した旨を確認していた。

しかしながら、県が、その具体的な周知方法について把握していないもの が令和5年度は4件、令和6年度は3件あった。

表 7 再委託先への安全管理措置を講じる義務の周知方法の把握状況

	件数	周知方法 把握済	周知方法 未把握	未把握率
令和5年度	3 4	3 0	4	11.8%
令和6年度	3 0	2 7	3	10.0%

- (イ) 再委託先におけるチェックリストによる自己点検結果の確認について 制度所管課の通知では、
 - ・ 再委託先が保有個人情報を取り扱う場合についても、県が、再委託先 において保有個人情報の安全管理措置が講じられていることを確認する 必要があるため、委託先は再委託先からチェックリストの提出を受けた 上で県に提出しなければならない。

と従前からの取扱いについて改めて周知がなされている。

また、チェックリストが一部改正されていることから、以後の契約にあたっては最新のものを用いることとされている。

このため、監査対象機関が、制度所管課の通知に沿って再委託先から委託 先へ提出されたチェックリストを県に提出させ、その内容を確認しているか、 最新のチェックリストを使用しているかについて調査した。

【調査の結果】

今回監査を行った業務委託において、県が、委託先を通して再委託先のチェックリストを提出させなければならないということを認識しておらず、再委託先のチェックリストを提出させていなかったものが、令和5年度は21件、令和6年度は16件あった。

一方、令和6年度にチェックリストが提出された 14 件のうち3件については、最新のチェックリストを使用していなかった。

表8 保有個人情報を取り扱う再委託先から県へのチェックリスト提出状況

	件数	提出済	未提出	未提出率
令和5年度	3 4	1 3	2 1	61.8%
令和6年度	3 0	1 4	1 6	53.3%

表 9 再委託先の最新のチェックリスト使用状況

	件数	最新のものを 使用	最新のもの 未使用	最新のもの 未使用率
令和5年度				
令和6年度	1 4	1 1	3	21.4%

※令和5年度の監査対象は令和5年12月26日以降に契約したもの(再委託該当なし)

【意見6】

県は、再委託先が保有個人情報を取り扱う場合、委託先に対し、再委託 先も委託先と同等の安全管理措置を講じる義務があることを周知させると ともに、再委託先が自己点検したチェックリストを提出させる必要がある。

しかしながら、今回監査を行った再委託を承認している業務委託において、委託先が再委託先に対してどのように安全管理措置を講じる義務について周知したのか、具体的な方法を把握していないものがあった。

また、県は、令和5年度及び6年度いずれにおいても、5割を超える再 委託で、再委託先のチェックリストを提出させていなかった。

このことは、各所属が再委託先に対する県の監督責任について十分に理解していなかったことが原因と考えられる。

所属長は、保有個人情報の安全管理の最終責任者は県であるという強い 自覚を持ち、委託先の再委託先に対する監督状況を把握するとともに、再 委託先に対してもチェックリストに基づく点検を確実に実施させるよう徹 底されたい。

制度所管課である県民情報広報課は、各所属に対し、委託先による再委託先の監督とチェックリストによる確認の徹底を指導されたい。

ウ 再委託先に対する履行途中の監督について

制度所管課は、保有個人情報の適切な管理を行うため、例年個人情報保護 担当者研修を実施し、

- ・ 県は委託先が再委託先に対して保有個人情報の安全管理措置を講じさせていることを確認すること
- ・ 特定個人情報や要配慮個人情報等の秘匿性が高い保有個人情報を取り 扱う業務を行っている再委託先に対しては、原則として県自らが実地調 査を実施すること

と指導している。

このため、監査対象機関が、再委託先への実地調査を適切に行っているかについて調査した。

【調査の結果】

今回監査を行った令和5年10月10日以降に契約した業務委託のうち、秘匿性が高い保有個人情報を取り扱う業務を行っている再委託先に対して、明確な理由なく県が実地調査を行っていなかったものが、令和5年度は1件、令和6年度は11件あった。

表 10 秘匿性が高い保有個人情報を取り扱う再委託先への県の実地調査状況

4		_{安佐} 未		内 訳		+ +++++	
	件数	実施 済	未 実 施	理由あり	理由なし	未実施率 (理由なし)	
令和5年度	1	0	1	0	1	100%	
令和6年度	2 6	5	2 1	1 0	1 1	42.3%	

- ※令和5年度の監査対象は令和5年10月10日以降に契約したもの
- ○所属が挙げた未実施の理由
 - ・ 受託者が県の庁舎内で業務を行っている。
 - ・ 委託先が外部者の入室を制限している。
 - ・ 委託先の所在地が県外である。

【意見7】

県は、再委託先が秘匿性の高い保有個人情報を取り扱う業務を行う場合、 原則として自らが実地調査を行い適切な監督を行う必要がある。

しかしながら、今回監査を行った秘匿性の高い保有個人情報を取り扱う再 委託のうち、令和6年度の4割を超える業務委託において明確な理由なく実 地調査を行っていなかった。

このことは、所属長が、保有個人情報の安全管理の最終責任者は県であり、県が再委託先の情報管理が万全であるか、十分に把握する必要があると認識していなかったことが原因と考えられる。

所属長は、秘匿性の高い保有個人情報を取り扱う再委託の承認については、 原則、県が実地調査を行う必要があることを前提として慎重に検討するとと もに、再委託を承認した場合は、責任を持って監督を行うよう徹底されたい。

制度所管課である県民情報広報課は、各所属に対し、秘匿性の高い保有個人情報を取り扱う再委託先に対しては、実地調査を基本とし、県自らが再委託先の安全管理措置の確認を行うよう指導を徹底されたい。

3 緊急時における県と委託先の連絡体制の整備について

県は、委託先において保有個人情報漏えい事案等の事故が発生した場合、速やかに委託先との間で連絡を取り、被害の最小化を図ることが求められることから、制度所管課の通知では、

・ 委託先で漏えいが発生した場合、県が主体となって初期対応を行う必要があるため、直ちに県に概要を一報するよう指導すること

と従前からの取扱いについて改めて周知がなされている。

また、委託先は、事故発生時に備え、委託先責任者の連絡先及び委託先から県への連絡体制をチェックリストにより報告することとされている。

このため、監査対象機関が、制度所管課の通知に沿って県と委託先との間で事故 発生時の連絡体制を整備しているかについて調査した。

また、制度所管課の通知では、県と委託先との間に休日夜間を問わず常時連絡が 取れる体制を整備することを義務付けていないが、このことについても併せて調査 した。

【調査の結果】

今回監査を行った業務委託において、令和5年度は101件中89件、令和6年度は89件中87件において、制度所管課の通知に沿って、チェックリストにより委託先責任者の連絡先及び委託先から県への連絡体制が報告されていた。

そのうち、県と委託先との間で常時連絡を取り合えるよう携帯電話番号等の連絡先の交換を行っている、又は職員が交替制で在庁しているため休日夜間を問わず常時連絡がとれるものは、令和5年度は45件、令和6年度は40件であった。

一方、常時連絡が取りあえることとなっていないものが、令和5年度は56件、 令和6年度は49件あった。

表 11 制度所管課の通知に基づく県と委託先間の連絡体制の整備状況

	監査対象 業務委託数	整備済	未整備	未整備率
令和5年度	1 0 1	8 9	1 2	11.9%
令和6年度	8 9	8 7	2	2.2%

表 12 県と委託先間の休日夜間を問わず常時連絡が取れる体制の整備状況

	監査対象 業務委託数	県と委託先間の 常時連絡体制 あり	県と委託先間の 常時連絡体制 なし	県と委託先間の 常時連絡体制 未整備率
令和5年度	1 0 1	4 5	5 6	55. 4%
令和6年度	8 9	4 0	4 9	55. 1%

【意見8】

保有個人情報漏えい等の事故が発生した場合、的確な初期対応が重要であり、県と委託先との間で緊急連絡体制を整備することは、迅速に事故対応を行い、被害を最小限にとどめる観点から必要不可欠なものである。

今回監査を行った業務委託において、令和6年度においてはほとんどの業務委託で「委託先責任者の連絡先」、「委託先から県への連絡体制が確立されていること」がチェックリストに記載されており、制度所管課が求める事故発生時の連絡体制は一定整備されていた。

しかしながら、県と委託先の間で休日夜間を問わず常時連絡が取れる体制が整備されている業務委託は全体の半数弱であった。

制度所管課である県民情報広報課が、「委託先で漏えい等が発生した場合、県が主体となって初期対応を行う必要があるため、直ちに県に概要を一報するよう指導すること」と通知している趣旨及び漏えい事故は時間や曜日に関係なく予測を超えて発生しうるものであることを踏まえると、保有個人情報を取り扱う業務委託に係る県と委託先の間の連絡体制については、休日夜間を問わず常時連絡が取れる体制を整備することを基本とすべきである。

制度所管課である県民情報広報課は、所属長に対し、保有個人情報を取り 扱う業務を委託する場合、休日夜間を問わず双方で常に連絡を取り合える体 制を整備するよう明確に通知するなど、さらに実効性のある緊急連絡体制の 整備に努められたい。

4 総括意見

県が保有する個人情報の漏えいは、たとえ委託先の過失によって引き起こされた ものであっても、ひとたび発生すれば県民の権利利益を大きく損ない、県と県職員 全体の信用を大きく失墜させるものである。また、個人情報漏えいの被害を食い止 めるために膨大な労力を必要とするなど県の行政執行上も多大な損失が発生する。

業務委託に係る保有個人情報漏えい事案が発生するたびに、制度所管課である県民情報広報課及び財産活用課が必要な対策を講じ、各所属へ通知を行うとともに、研修にもその内容を反映させている。また、制度所管課が開催している研修では、勤務の実情に応じて柔軟な受講が可能となるようリモートラーニングシステムを活用し、さらに欠席した受講対象者には、再三受講を促す働きかけを行っているところである。

しかしながら、これらの努力にもかかわらず、今回監査を行った190件の業務委託のうち、令和5年10月10日の制度所管課の通知以降に契約した令和5年度の業務委託3件、6年度の業務委託89件に限っても、保有個人情報の適切な管理の観点から改善を要するものは80件に上っている。

今回の監査で明らかになった不備については、各所属で所属長のもと組織として 改善に取り組むべきことではあるが、各所属において通知及び研修が有効に活かさ れ、実際の事務処理に反映されるよう、制度所管課でも改めて取り組んでいく必要 がある。

制度所管課においては、今回の調査結果を真摯に受け止め、通知に沿った対応が行われていない原因を分析し、対策を講じていくことが求められる。まずは、各所属において通知がどのように周知され、実際の事務処理に反映されているかを定期的に確認・報告させ、その結果を踏まえた適切な指導を行うなど通知の実効性を確保するための方策を検討されたい。

また、制度所管課である県民情報広報課では、「知事が保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する規程」第23条に基づき、知事部局における保有個人情報の管理状況について定期及び随時に監査を行っている。当該監査についても、今回の調査結果を踏まえ、特に不備が多かった項目について監査項目に反映するなど、その充実に努めることが求められる。

制度所管課がこれまで述べてきた取組を行うことで、各所属も保有個人情報管理の重要性を理解し、業務委託においてより適正な保有個人情報の取扱いが実現するものと考える。その意味で、制度所管課が果たすべき役割は非常に大きい。

県においては、今回の監査結果及び意見を参考とされ、適正な保有個人情報の管理が行われることを期待して、監査委員の意見とする。

【参考資料】

本 庁 各 部 各 課 (室) 長 警 察 本 部 長 教 育 長 各委員会(委員)事務局長 県 議 会 事 務 局 長 界 出 先 機 関 の 長

> 総 務 部 長 (人事課内部統制室) (財産活用課) (県民情報広報課)

委託契約事務及び委託先に対する監督等の適正な実施について(通知)

契約事務は、県行政の推進において全ての所属に共通する重要な業務であり、日頃から法令・規則等の規程に則り、適正な事務処理を実施する必要があります。

しかしながら、今般、個人情報を取り扱う委託契約において、委託先でのデータの作成手順の誤りや納品前のチェック漏れにより、個人情報を含む誤ったデータが本県に納品され、本県においても、業務分担上、委託先で点検されたデータを関係機関へメール送信するだけとの認識から、データの検査が不十分なまま、関係機関にデータを送信したため、個人情報が漏えいする事案が発生しました。

当該事案を含め、委託先に対する個人情報の取扱状況の点検や成果品の検査等が不十分であるものや、委託契約書に記載すべき契約不適合責任の条項(契約不適合の場合に履行の追完と代金減額請求等が可能)に不備があるものなど、委託契約に係る事務が適正に行われていない事案が見受けられます。

委託契約においては、県の責任において適切に監督及び成果品の検査を行わなければならないことを改めて認識する必要があります。

つきましては、下記のとおり、契約期間中の委託契約書を点検するとともに、委託先に対する監督の強化等に取り組んでいただくようお願いします。

記

- 1 契約期間中の委託契約書の点検について
- (1) 契約書に記載する事項の点検(財務規則第166条関連)
 - ① 財務規則第166条第1項に、契約書に記載しなければならない事項を掲げているので、記載漏れがないか確認すること。(別添1参照)

なお、同条同項ただし書きの「契約書に記載する必要のないもの」とは、紛争等の 問題が全くおこりえない場合に限定されるもので、極めて例外的な取扱いであること に留意すること。

② 契約書に記載漏れがあり、債務不履行(契約不適合)が発生すれば県に大きな損害が生じるなどの懸念がある場合は、速やかに変更契約を締結すること。

(2) 契約不適合責任条項の点検

契約不適合とは、引き渡された目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない場合をいい、一般の債務不履行による契約解除と損害賠償請求のほか、履行の追完と代金減額請求が可能である。

業務委託契約書(参考様式)第15条(契約不適合責任)を参照し、契約不適合の場合に、県はこれらの対応が可能となっているか確認すること。

- 2 委託先への監督の強化について
- (1) 履行途中の監督の強化(財務規則第176条関連)
 - ① 契約の性質又は目的によって履行完了の確認時の検査だけでは十分でないものについては、監督員が履行途中に立会い、工程の管理等を行い、必要な指示をして適正な履行を図ること。
 - ② 財務会計事務研修の参考資料として作成している業務委託契約書(参考様式)を改正したので参照し、必要に応じて反映すること。(別添2参照)(主な改正内容)
 - ・ 監督に関する事項について規定(第10条関係)
 - ③ 会計事務チェックシート(12節 委託料)を改正したので、これを活用し、適正な履行を図ること。(別添3参照)

(主な改正内容)

- ・ 履行途中の監督の留意点を追加
- ④ 個人情報の漏えい等が生じないよう、委託先における保有個人情報の管理体制及び 実施体制について、個人情報の取扱状況に関する報告書の徴取又は実地調査により、 必ず確認すること。

なお、特定個人情報や要配慮個人情報等を取り扱う場合、1,000 件以上の保有個人情報を取り扱う場合、徴取した報告書に疑義がある場合などは、原則として実地調査による確認を行うこと。

- (2) 検査及び履行完了の確認の厳正な実施(財務規則第177条関連、財務規則第180 条関連)
 - ① 履行完了の確認時及び履行途中における成果品納品等の検査においては、検査員は 契約書、仕様書及びその他の関係書類に基づき、不備がないよう確実に検査すること。
 - ② 検査にあたっては、検査する項目・方法・内容等を事前に準備し、提出書類や写真等の書面によるほか、必要に応じて聞き取りや現地確認を行うなど、厳正に検査すること。
- 3 その他

契約書に定めがなく、双方の協議も整わない場合においては、民法等の法令が適用され、 必要に応じて対応を検討することができることに留意すること。

以下略

本庁各課(室)長 各出先機関の長 殿

総務部県民情報広報課長

保有個人情報の取扱いを伴う事務を委託する場合の監督の徹底について(通知)

保有個人情報の取扱いを伴う事務を委託する場合、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づき、県は委託先においても県と同等の安全管理措置が講じられるよう、委託先に対して必要かつ適切な監督を行うことが義務付けられています。

しかしながら、委託先における個人情報の漏えい等は依然として発生しており、再三にわたる指導・周知をもってしてもなお、個人情報の管理体制や事務の実施体制に対する確認が十分に行われていない事案が見受けられます。

このため、委託先に対する監督の更なる強化を図るべく、標記について、下記のとおり改めることとした ので、取扱いに万全を期すようお願いします。

なお、本通知の施行に伴い、「個人情報取扱事務を委託する場合の監督の徹底について」(平成31年2月28日付け30広第2386号総務部県民情報広報課長及び企画・地域振興部情報政策課長連名通知)は、廃止します。

記

1 「保有個人情報取扱特記事項」の一部改正について

业

別紙1のとおり(改正の内容は下表参照)

令和5年10月10日以降に保有個人情報の取扱いを伴う事務を委託する場合は、改正後の特記事項を 契約書に添付し、契約締結後速やかに委託先における保有個人情報の管理体制及び実施体制について、報 告書(委託先における保有個人情報の取扱状況チェックリスト等)又は実地調査により、必ず確認してく ださい。

既に改正前の特記事項を添付して委託契約を締結している場合は、特記事項の差替えは不要です。

※ただし、委託先における保有個人情報の管理体制及び実施体制について、報告書(委託先における保有個人情報の取扱状況チェックリスト等)又は実施調査により、必ず確認してください。

 Π

	IH
第1~第14 略	第1~第14 略
(調査)	(調査)
第15 甲は、乙に対し、保有個人情報等の安全管理状況に	第15 甲は、乙に対し、保有個人情報等の安全管理状況に
ついて、随時実地の調査等を <u>行う</u> ものとする。	ついて、随時実地の調査等を <u>することができる</u> ものとす
(指示及び報告)	る。
第16 甲は、必要に応じ、乙に対し、保有個人情報等の安	(指示及び報告)
全管理措置に関する指示を行い、又は報告若しくは資料の	第16 甲は、必要に応じ、乙に対し、保有個人情報等の安
提出を求めるものとする。	全管理措置に関する指示を行い、又は報告若しくは資料の
	提出を求める <u>ことができる</u> ものとする。
第17~第19 略	
	第17~第19 略

2 保有個人情報の取扱いを伴う事務を委託する場合の留意点について 別紙2のとおり

【主なポイント】

委託契約締結前の留意点

〇 委託先の選定

過去、同一の委託事業において、保有個人情報の漏えい等が発生した者を選定する場合は、特に 次の「特記事項及び安全管理措置に係る内容の周知」を入念に行うこと。

○ 委託先に対する安全管理措置に係る内容の周知

保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じる義務があることを説明する際、委託先が講じるべき措置の具体的な内容について把握できるよう、「委託先における保有個人情報の取扱状況チェックリスト」や「個人情報保護マニュアル」を手交して説明すること。

委託契約締結後の留意点

〇 実地調査による確認の対象事例

特定個人情報や要配慮個人情報等を取り扱う場合、1,000件以上の保有個人情報を取り扱う場合、 提出されたチェックリストに疑義がある場合等は、原則として実地調査を行うこと。

○ 委託先で漏えい等が発生した場合の報告

県が主体となって初期対応を行う必要があるため、直ちに県に概要を一報するよう指導すること。

以下略

5 広第 1 2 3 7 号 令和 5 年 1 2 月 2 6 日

本庁各課(室)長 各出先機関の長

総務部県民情報広報課長

委託先における保有個人情報の取扱状況チェックリストの一部改正について(通知)

今般、県が保有する個人情報の取扱いを委託していた業務において、委託先の従業者ではない 情報システム保守点検業者の元従業者が、個人情報を不正に持ち出し、流出するという事案が発 生しました。

この原因は、委託先(再委託先を含む。以下同じ。)の従業者以外の者が個人情報を持ち出せる環境にあったためであり、今後、同様の事案を生じさせないため、委託先の監督を強化し、十分な安全管理措置が講じられていることを確認するため、下記のとおり「委託先における保有個人情報の取扱状況チェックリスト」(以下「チェックリスト」という。)を改めます。

各位におかれては、別紙「委託先における保有個人情報の取扱状況チェックリストの実施方法」を参考に「チェックリスト」を活用し、委託先における保有個人情報の取扱い状況を確認の上、委託先の監督の徹底を図っていただきますようお願いします。

記

1 改正の内容

別添 新旧対照表のとおり

「特記事項第10 情報システムにおける安全確保の措置」のチェック項目に、先般実施した緊急点検の点検項目を追加し、今後は恒常的に確認するように改正しています。

2 留意事項

○ 旧チェックリストによる確認を実施していない委託先については、速やかに改訂後の チェックリストによる確認を実施するようお願いします。

なお、今年度、既に旧チェックリストによる確認及び緊急点検のいずれも実施している 委託先については、改訂後のチェックリストにより改めて確認する必要はありません。

- 1,000 件以上の保有個人情報を取扱う場合等、一定の要件に該当する場合は、チェックリストによる確認だけでなく、原則として実地調査を行うこととしております。 (令和5年10月10日付け5広第824号総務部県民情報広報課長通知参照)
- 「委託先における保有個人情報の取扱状況チェックリスト」保存場所 文書ライブラリ >> C 資料集 >> C04 県民情報広報課 >> 個人情報保護関係資料 >> 委託先の 監督 (R5改訂版様式)

委託先における保有個人情報の取扱状況チェックリスト実施方法

1 趣旨

「委託先における保有個人情報の取扱状況チェックリスト」は、県と委託先との間で締結された委託契約書の別記「保有個人情報取扱特記事項」の項目について、委託先が適正な対応をしているかどうか自己点検してもらうための様式です。

このチェックリストは、県と委託先とが契約締結時にあらかじめ仕様書等で取り決めた内容のとおりに、委託先が作業の管理体制及び実施体制並びに保有個人情報の管理が適切に講じられているかについて状況を確認し、改善を要する部分に速やかに対応することで、委託先においても、県が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられることを目的としています。

2 県の担当者がやるべきこと

- (1)「チェックリスト」各項目中、「保有個人情報取扱特記事項」に記載された項目以外には、斜線を引いて、自己点検の対象外であることを委託先に教示してください。
- (2)「チェックリスト」項目中にある「遵守事項」は例として挙げたものですので、委託契約の 内容に応じて、<u>あらかじめ委託先との間で取り決めた項目のみを記載するよう整理した上で、</u> 委託先に示してください。
- (3)「委託先への通知文例」を活用し、起案・決裁の上、委託先に対し、「チェックリスト」を用いて自己点検をするよう、契約締結後速やかに依頼してください。
- (4) 委託先から提出された「チェックリスト」及び「委託先における保有個人情報の取扱状況 チェックリストに係る改善策」※の内容を確認し、改善を要する部分に速やかに対応してく ださい。
 - ※<u>「チェックリスト」で「いいえ」にチェックした項目があった場合のみ提出が必要となります。</u>

以下略

5 財活第 2 3 1 1 号 令和 6 年 3 月 1 日

本庁各部各課(室)長 警察本部長 教育長 各委員会(委員)事務局長 県議会事務局長 県議会事務局長 出先機関の長 企業局

総務部財産活用課長 (調整係)

再委託の書面による承認手続きについて(通知)

県の委託契約においては、個人情報の保護及び責任の所在を明確化する観点等から、再委託を 原則禁止しているところですが、やむを得ず再委託する場合は、事前に県の承認が必要です。

しかしながら、今年度実施された監査において、再委託の承認手続きに不備があるものが見受けられました。

つきましては、再委託を承認する際には、下記事項に十分留意の上、適切な事務処理に努めてください。

なお、書面による承認手続きを明確化するため、業務委託契約書(参考様式)を別添のとおり 改正しましたので、併せて通知します。

記

- 1 県の書面による承認を事前に受けることを再委託の要件として契約書に記載すること。
- 2 再委託の合理的理由、業務範囲、再委託先が適切な業務遂行能力を有していること等を記載した書面を委託契約の相手方に提出させ、慎重に審査した上で承認を行うこと。
- 3 委託契約内容の大部分又は業務の根幹が再委託されることのないこと。

以下略

保有個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、甲が保有する個人情報(以下「保有個人情報」という。)の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第66条第2項において準用される同条第1項の規定及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第12条の規定に基づき、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(管理及び実施体制)

- 第2 乙は、保有個人情報の適切な管理を確保する任に当たる者又は組織(以下「保護管理責任者等」という。)並びに権限を明らかにし、安全管理上の問題への対応や監督、点検の実施等の措置が常時講じられる体制を敷かなければならない。
- 2 乙は、この契約により、保有個人情報を取り扱う事務に従事する者の範囲、権限の内容等を明確化及 び必要最小限化し、特定された従事者以外の者が当該保有個人情報にアクセスすることがないよう、ま た、権限を有する者であっても、業務上の目的以外の目的でアクセスすることがないようにしなければ ならない。

(作業場所等の特定)

第3 乙は、この契約による事務を処理するため個人情報を取り扱うときは、その作業を行う場所及び当該個人情報を保管する場所(保有個人情報を取り扱う基幹的なサーバ等の機器を設置する室又は区域を含む。)を明確にし、あらかじめ甲の承諾を得るものとする。

(秘密の保持)

第4 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第5 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(持出しの禁止)

第6 乙は、この契約による事務を処理するために必要がある場合を除き、甲から提供された保有個人情報又は保有個人情報が記録された資料等(端末及びサーバに内蔵されているものを含む。以下「記録媒体」という。)を作業場所又は保管場所の外へ持ち出してはならない。

(複写又は複製等の禁止)

- 第7 乙は、この契約による事務を処理するため、甲の承諾なしに保有個人情報又は記録媒体(以下「保有個人情報等」という。)を複写し、又は複製してはならない。
- 2 前項の規定は、保有個人情報等の送信又は外部への送付、その他保有個人情報の適切な管理に支障を 及ぼすおそれのある行為について準用する。
- 3 乙は甲から前2項の承諾を受けた場合、保有個人情報等の誤送信、誤送付、誤交付、誤廃棄、又はウェブサイトへの誤掲載等を防止するため、複数の従事者による確認や専用ソフトウェアの導入等の必要な措置を講じるものとする。

(利用及び提供の制限)

第8 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に関して知り得た保有個人情報を 当該事務の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

(廃棄等)

第9 乙は、甲から提供された保有個人情報等が不要となった場合には、保護管理責任者等の指示に従い、 当該保有個人情報等の復元又は判読が不可能な方法により、当該情報の消去又は記録媒体の廃棄等を行 わなければならない。

(情報システムにおける安全管理措置)

- **第10** 乙は、上記のほか、甲から提供された保有個人情報等を情報システムで取り扱う場合、その秘匿 性等その内容に応じて、次の措置を講じなければならない。
 - 一 アクセス制御のための認証機能設定、データ持出し時を含むパスワード等の定期又は随時見直し、 読取り防止措置
 - 二 作業場所等の入退管理やアクセス記録の保存、定期的分析を含むアクセス状況の監視、作業を行う端末の限定(台数管理、盗難防止措置を含む。)、バックアップ記録の作成 ほか
 - 三 不正アクセス防止プログラム等の導入(最新化)をはじめとするサイバーセキュリティ水準の確保 四 その他部外者、第三者による閲覧(窃取)防止のために必要な措置

(従事者への研修)

第11 乙は、この契約による事務に従事している者に対して、おそれを含む事故発生時の対応のほか、 在職中及び退職後において、この契約による事務に関して知り得た保有個人情報等の内容をみだりに他 人に知らせてはならないこと、その他情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策等の個人情報の 保護に関し必要な事項を研修するものとする。

(再委託の禁止)

第12 乙は、この契約による保有個人情報を取り扱う事務を自ら行うものとし、甲の承諾があるときを除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還等)

第13 乙は、この契約による事務を処理するために甲から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した保有個人情報等は、事務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(事故報告)

- 第14 乙は、保有個人情報の漏えい等安全管理上の問題となる事案が発生し、又は発生するおそれがあることを認識したときは、保護管理責任者等の指揮のもと、直ちに被害の発生又は拡大防止に必要な措置を講ずるとともに、併せて甲に報告し、甲の指示に従い、その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 2 乙は、おそれを含め、前項の事案が発生した場合、その経緯、被害状況等を調査し、甲に書面で報告するものとする。ただし、書面報告を行う暇がない場合等はこの限りではない。
- 3 乙は、第1項の事案が発生した場合であって、甲から保有個人情報の漏えい等に係る個人情報保護委員会への報告を求められたときは、甲の指示に従うこと。

(調査)

第15 甲は、乙に対し、保有個人情報等の安全管理状況について、随時実地の調査等を行うものとする。

(指示及び報告)

第16 甲は、必要に応じ、乙に対し、保有個人情報等の安全管理措置に関する指示を行い、又は報告若 しくは資料の提出を求めるものとする。

(取扱記録の作成)

第17 乙は、甲から提供された保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報等の取 扱状況を記録し、甲に報告するものとする。

(運搬)

第18 乙は、この契約による事務を処理するため、又は当該事務完了後において個人情報が記録された 資料等を運搬するときは、保有個人情報等の漏えい、紛失又は滅失等を防止するため、乙の責任におい て、確実な方法により運搬しなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第19 甲は、乙が保有個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除及び損害 賠償の請求をすることができるものとする。

注

- 1 甲は委託者である福岡県を、乙は受託者を指す。
- 2 前記特記事項中第1、第2、第4、第11から第14まで及び第19に掲げる事項については、必 須事項である(契約書中に別に定めがある場合を除く。)が、その他委託事務の実態に即して、適宜 必要事項を追加し、又は不要な項目を省略することができる。
- 3 「保有個人情報の秘匿性等その内容」には、特定の個人の識別の容易性の程度、要配慮個人情報の 有無、特定個人情報の有無、漏えい等が発生した場合に生じ得る性質・程度等が含まれる。

委託先における保有個人情報の取扱状況チェックリスト

		<u> </u>	
	≹者名: 責任者職・氏名)		
受託事	■務の名称:		
点検日	1(年月日):		
項番	項目	保有個人情報取扱特記事項	チェック項目欄 1 保有個人情報の取扱いに関する責任者等を明確にした上で、安全管理上の問題への対応や監督、点検の実施等の推
第2	管理及び実施体制	受託者は、保有個人情報の適切な管理を確保する任に当たる者又は組織(以下「保護管理責任者等」という。近びに権限を明らかにし、安全管理上の問題への対応や監督、成検の実施等の措置が常時講じられる体制を敷かなければならない。 2 受託者は、この契約により、保有個人情報を取り扱う事務に従事する者の範囲、権限の内容等を明確化及び必事最小限化し、特定された従事者以外の者が当該保有個人情報にアクセスすることがないよう、また、権限を有する者であっても、業務上の目的以外の目的でアクセスすることがないようにしなければならない。	□ はい □ いいえ (はいにチェックした場合は、以下も記載してください) 責任者氏名 責任者連絡先 従事者(保有個人情報を取り扱う職員)数 2 保有個人情報を取り扱うことを許可された従事者以外の者が当該保有個人情報に触れることができないようにしていますか □ はい □ いいえ 3 下配16.18.19の外、果との間で取り決めた以下の各事項を遵守していますかまた、従事者に対し、遵守するよう指導していますか □ はい □ いいえ 【連守事項】 ・物理的保護措置:保管庫の施錠、立入制限、防災設備の整備 ・技術的保護措置:従事者の雇用時に個人情報などの機密情報を第三者に許可なく開示しない旨の約束をする契約を締結し、誓約書の提出を義務付ける、個人情報保護に関する取扱いを定めた規程や就業規則などの遵守・その他の措置(
第3	作業場所等の特定	受託者は、この契約による事務を処理するため個人情報を取り扱うときは、その作業を行う場所及び当該個人情報を保管する場所(保有個人情報を取扱方基幹的なサーバ等の機器を設置する室又は区域を含む。)を明確にし、あらかじめ委託者の承諾を得るものとする。	4 個人情報を取り扱う作業場所・保管場所について、果から承諾を得た場所とすることを遵守していますかまた、従事者に対し、遵守するよう指導していますか はい ロ いいえ 五 弦話を受けている作業場所は、具体的にどのような場所ですか 6 承諾を受けている保管場所は、具体的にどのような場所ですか 7 従事者に対し、直接又は間接的に知り得た個人情報をみだりに他に適らしてはならないこと及び契約終了後又は解除
第4	秘密の保持	受託者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、 又は解除された後においても、同様とする。	参も同様に適らしてはならないことを指導していますか。 □ はい □ いいえ
第5	収集の制限	受託者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。	8 従事者に対し、個人情報を収集する際には、適法かつ公正な手段で、必要最小限の個人情報のみを収集するよう指導していますか はい ロ いいえ 9 従事者に対し、県以外から個人情報を収集する際には、本人に収集の目的や理由を明らかにするように指導していますか ロ はい ロ いいえ 10 従事者に対し、保有個人情報又は記機媒体の特出しが禁止されていることを指導していますか
第 6	持出しの禁止	受託者は、この契約による事務を処理するために必要がある場合を除き、保有個人情報又は保有個人情報が記録された資料等(端末及びサーバに内蔵されているものを含む。以下「記録媒体」という。)を作業場所又は保管場所の外へ持ち出してはならない。	10 使事者に対し、使用個人情報又は記録媒体の特別しか素にされていることを指導していますか □ はい □ いいえ 11 従事者に対し、業務用のコンピューター、保有個人情報又は記録媒体を、やむを得ず外部に持ち出す場合は、上司等の許可を受けることを指導していますか □ はい □ いいえ 12 従事者に対し、保有個人情報又は記録媒体をやむを得ず外部に持ち出す場合は、保存している電子データにパスワードを設定する、手元から離さないなど、保有個人情報の流出を防ぐ対策をするよう指導していますか □ はい □ いいえ 13 従事者に対し、やむを得ず外部に持ち出した保有個人情報又は記録媒体を確実に持ち傷ったことについて、上司等の確認を受けるように指導していますか □ はい □ いいえ

項番	項目	保有個人情報取扱特記事項	チェック項目欄
第7	複写又は複製の割	受託者は、この契約による事務を処理するため、委託者の 承諾なしに保有個人情報又は記録媒体等(以下、「保有個人情報等」という。)を複写し、又は複製してはならない。 2 前項の規定は、保有個人情報等の送信又は外部への送付、その他保有個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのおえた等について雑田木る	・受領した文書は、直ちに処理をしていること ・受領した文書を直ちに処理できない場合、紛失等のないよう、一時的に収納しておく場所を決めておくなど配慮し、所在を明らかにしておくようにしていること ・文書の発送に際し、「ダブルチェック(※)」を行っていること ※対入作業の際は、担当者一人だけでなく、複数の職員で協力しながら行っていること ※対前の宛名(住所、氏名、郵便番号)が正しく記載されているか、別の職員が元データと突合していること ※対前に封入した後、対筒の宛名と封入する文書の宛先が一致しているか、別の職員が再度確認した上 で封かん(納付け)していること ※推称の立また。のの**等におえまる場合は、即しますの立まが必ねればしていなか。別の職員が再度確認した上
第8	利用及び提供の制	受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、こ 限の契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の 目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。	17 <u>従事者に対し、利用する個人情報の受託事務以外での利用及び提供が禁止されていることを指導していますか</u> □ はい □ いいえ
第9	廃棄等	受託者は、委託者から提供された保有個人情報等が不要となった場合には、保護管理責任者等の指示に従い、当該保有個人情報等の復元又は判読が不可能な方法により、当該情報の消去又は記録媒体の廃棄等を行わなければならない。	
第10	情報システムにおる安全確保の措		20 受託者(再季託先を含む。)の職員以外の者及び受託者の職員のうち従事者以外の者(20及び21のチェック項目においては、これらを総称して「部外者」という。)が、情報システムに保存されている委託者から提供された保有個人情報や、この契約による事務を行うために収集した個人情報にアクセスすることがありますか □ はい □ いいえ (「はい」にチェックした場合)以下についても記載してくださいアクセスできる部外者の概要

項番	項目	保有個人情報取扱特記事項	チェック項目欄
			22 保有個人情報の保護に関し、従事者に必要な研修を実施していますか
第11	従事者への研修	受託者は、この契約による事務に従事している者に対して、おそれを含む事故発生時の対応のほか、在職中及び退職後において、この契約による事務に関して知り得た保有個人情報等の内容をみだりに他人に知らせてはならないこと、その他情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策等の個人情報の保護に関し必要な事項を研修するものとする。	□ はい □ いいえ (「はい」にチェックした場合) ※研修計画(時期、対象者、カリキュラムなど)を記載してください
			23 受託事務を再委託しようとする場合、県へ事前に通知し、再委託契約締結前(再委託先における業務開始前)に県の承 勝を得る必要があることを認識していますか
第12	再委託の禁止	受託者は、この契約による保有個人情報を取り扱う事務を 自ら行うものとし、委託者の承諾があるときを除き、第三者 にその取扱いを委託してはならない。	□ はい □ いいえ (□ 再委託しない) 24
第13	資料等の返還等	受託者は、この契約による事務を処理するために甲から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した保有個人情報等は、事務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。	28 従事者に対し、県から提供され、又は自らが収集し、若しくは作成した保有個人情報が記録された資料等を事務完了後 返還等する必要があることを、指導していますか □ はい □ いいえ
第14	事故報告	受託者は、保有個人情報の漏えい等安全管理上の問題となる事案が発生し、又は発生するおそれがあることを認識したときは、保護管理責任者等の指揮のもと、直ちに被害の発生又は拡大防止に必要な措置を講ずるとともに、併せて委託者に報告し、委託者の指示に従い、その他の必要な措置を講ずるものとする。 2 受託者は、おそれを含め、前項の事案が発生した場合、直ちにその経緯、被害状況等を調査し、かつ、委託者に書面で報告するものとする。ただし、書面報告を行う暇がない場合等はこの限りではない。 3 受託者は、第1項の事案が発生した場合であって、委託者から保有個人情報の漏えい等に係る個人情報保護委員会への報告を求められたときは、委託者の指示に従うこと。	27 保有個人情報の演えい等安全確保の上で問題となる事業が発生し、又は発生するおそれがあることを認識したときに対応する責任者を明確にしていますか。また、異への連絡体制を確立していますか □ はい □ いいえ (はいにチェックした場合は、以下も記載してください) 責任者氏名 責任者連絡先
第17	取扱記録の作成	受託者は、委託者から提供された保有個人情報等の秘 匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報等の取扱状 況を記録し、甲に報告するものとする。	28 保有個人情報の取扱状況を記録していますか □ はい □ いいえ
第18	運搬	受託者は、この契約による事務を処理するため、又は当該事務完了後において個人情報が配録された資料等を運搬するときは、保有個人情報等の漏えい、紛失又は滅失等を防止するため、受託者の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。	29 個人情報が配録された資料等を事業所内・事業所外で選繳する際に、保有個人情報の選えい、紛失又は減失等を防止するための対策を機じていますか □ はい □ いいえ (はいにチェックした場合) ●どのような対策を講じていますか (対策の例) ・郵送は「書留」、社内便は「親展」扱いにする ・宅配便は信頼できる指定業者に限定 ・荷崩れが生じないよう運搬物を結束し、蓋付きコンテナを使用 など

※注:このチェックリストは、保有個人情報の取扱いを伴う事務の委託に係る契約書の「保有個人情報取扱特記事項」に記載された項目についてのみチェックしてください。 ※注:チェック項目欄3・16・19の「遵守事項」については、委託する業務内容に応じてあらかじめ県と取り決めた項目を記載しています。